

許認可事務の名称	根拠法令名	根拠条文	標準処理期間	担当課	審査基準・処分基準	参考条文1	参考条文2	参考条文3	参考条文4
1 学校校舎等の使用許可	学校校舎等使用料条例	第6条	申請のあった日から15日以内	教育総務課	学校校舎等の使用許可については、学校校舎等使用料条例第6条各号に該当しないことを基準とする。	第6条 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、使用を許可しない。 (1) 教育上支障があると認めるとき。 (2) 営利を目的とする使用と認めるとき。 (3) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (4) 学校の設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。 (6) その他教育委員会において学校管理上支障があると認めるとき。			
2 学校校舎等の使用料の減免	学校校舎等使用料条例	第5条	申請のあった日から15日以内	教育総務課	学校校舎等の使用料の減免については、学校校舎等使用料条例第5条の規定を基準とする。	第5条 官庁若しくは町内各種団体の主催による集会その他の使用で教育委員会の承認を得たときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			